

## 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表(案)

新			旧		
世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 平成26年9月30日 規則第76号			世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 平成26年9月30日 規則第76号		
第1条～第6条(省略) (小規模保育事業A型の設備の基準)			第1条～第6条(省略) (小規模保育事業A型の設備の基準)		
第7条 条例第29条第7号(条例第33条及び第49条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める要件は、保育室等を2階に設ける建物にあっては、第1号、第2号及び第6号に掲げるものとし、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、次の各号に掲げるものとする。			第7条 条例第29条第7号(条例第33条及び第49条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める要件は、保育室等を2階に設ける建物にあっては、 <b>次の</b> 第1号、第2号及び第6号に掲げるものとし、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、次の各号に掲げるものとする。		
(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。		
(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一つ以上設けられていること。			(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一つ以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の

		屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室（ <u>階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。</u> ）通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</u> ）  2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

(3) 前号の表の右欄に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 調理設備（次のア又はイに掲げる要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類する自動消火設備が設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当

		屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（ <u>同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる</u> と認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。</u> ）  2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

(3) 前号の表の右欄に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 調理設備（次のア又はイに掲げる要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類する自動消火設備が設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当

該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- (5) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(小規模保育事業所A型の職員)

第8条 条例第30条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。**ただし、小規模保育事業所A型の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。**

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、助産師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模保育事業所B型の職員)

第9条 条例第32条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。**ただし、小規模保育事業所B型の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。**

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- (5) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(小規模保育事業所A型の職員)

第8条 条例第30条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模保育事業所B型の職員)

第9条 条例第32条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

2 **条例第32条第2項**に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、助産師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第10条～第10条の3（省略）

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第11条 条例第45条第7号に規定する規則で定める要件は、保育室等を2階に設ける建物にあっては、第1号、第2号及び第6号に掲げるものとし、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一つ以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定す

2 **前項**に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第10条～第10条の3（省略）

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第11条 条例第45条第7号に規定する規則で定める要件は、保育室等を2階に設ける建物にあっては、**次の**第1号、第2号及び第6号に掲げるものとし、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一つ以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定す

	る構造の屋外階段
避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室（<u>階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。</u>）を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

- (3) 前号の表の右欄に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 調理室（次のア又はイに掲げる要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類する自動消火設備が設けられていること。
- イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

	る構造の屋外階段
避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（<u>同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる</u>と認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

- (3) 前号の表の右欄に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 調理室（次のア又はイに掲げる要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類する自動消火設備が設けられていること。
- イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第12条 条例第46条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、助産師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第13条 条例第48条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。ただし、小規模型事業所内保育事業所の開所時間を通じてはならない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、助産師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第12条 条例第46条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一つにつき2人を下回することはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第13条 条例第48条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

2 第8条第1項各号に定める数の合計数が0.5未満となる時又は第12条第1項本文の規定により算定した保育士の数が1人となる時は、当分の間、第8条第1項又は第12条第1項に規定する保育士の数は、開所時間を通じて1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を1人以上置かなければならない。

3 前項本文の規定により、小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所に配置される保育士の数が1人となる時は、当該小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所の職員については、第8条第2項及び第12条第2項の規定は適用しない。

(1日につき8時間を超えて開所する保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

4 1日につき8時間を超えて開所する保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数(以下「必要人数」という。)が当該保育所型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数(以下「基準人数」という。)を超える時は、当分の間、第12条第1項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、必要人数から基準人数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

5 前項の規定を適用する場合には、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第12条第2項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前項の規定の適用がないとした場合の第12条第1項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上置かなければならない。

附 則(平成28年3月8日世田谷区規則第38号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年 月 日世田谷区規則第 号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成28年3月8日世田谷区規則第38号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。